

**第 1 1 回川薩地区法定合併協議会
会 議 録**

平成 1 5 年 1 2 月 1 1 日

川薩地区法定合併協議会

第 1 1 回川薩地区法定合併協議会会議録

開催年月日 平成 1 5 年 1 2 月 1 1 日 (木)

開催場所 ホテル太陽パレス (川内市)

開 会 午後 2 時 2 1 分

閉 会 午後 3 時 3 4 分

出席者

川薩地区法定合併協議会会長及び委員出席者

会 長	森 卓 朗		
副会長	黒 瀬 一 郎	今別府 哲 矢	
委 員	岩 切 秀 雄	岩 下 早 人	田 中 憲 夫
	今 村 妙 子	帯 田 博 美	宮 脇 秀 隆
	田 島 春 良	中 島 増 夫	宮 元 泰 子
	福 元 忠 一	山 本 佐 敏	石 塚 政 揮
	上 野 一 誠	田 島 忠 志	吹 田 紘 男
	森 園 正 堂	北 迫 茂	和 田 国 昭
	古 里 貞 義	山 元 温 治	田 原 八 工 郎
	今 村 松 男	里 永 十 藏	村 原 政 和
	肥 後 耕 作	川 畑 禮 二	塩 田 至
	平 嶺 道 夫	鷺 山 和 平	外 園 加 一
	純 浦 勝 志	山 下 廣 江	藏 元 欽 一 郎
	中 能 重 行	長 濱 秀 徳	大 良 影 夫
	西 仙 可	石 原 弘 子	町 弘 道
	中 川 三 継	西 手 正 孝	宮 和 勇
	日笠山 直 宏	宮 野 イネ子	尾 崎 嗣 徳
	塩 釜 三 郎	中 野 捷	橋 野 利 邦
	小 村 庄 昌	塩 釜 悦 子	

以上 5 3 名

顧 問 西中須 浩 一 馬 場 英 俊

川西薩地区法定合併協議会委員欠席者

委 員 平 林 徳 子

以上 1 名

専門部会長等	福留久根	平敏孝	岩下晃治
	村尾光政	新武博	岩下満志
	本田憲證	上戸健次	木原研一

川薩地区法定合併協議会事務局

事務局長	田中良二		
事務局次長	川野眞司		
事務局員	森園一春	村岡斎哲	橋口堅
	奥平幸己	上須田敏秋	大毛昭徳
	井手上和洋	平利朗	久米道秋
	堀切良一	田代健一	古川太司
	古川英利	江口洋	山内拓也
	堀之内孝充		

会次第

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議 事

(1) 議案審議

- 議案第46号 交通関係事業について
- 議案第47号 商工・観光関係事業について
- 議案第48号 建設関係事業について
- 議案第49号 学校教育事業について
- 議案第50号 コミュニティ施策について
- 議案第51号 社会教育事業について
- 議案第52号 一般職の職員の身分の取扱いについて
- 議案第53号 特別職の身分の取扱いについて
- 議案第54号 生活保護事業について
- 議案第55号 その他の福祉事業について
- 議案第56号 その他事業（選挙事務関係）について
- 議案第57号 その他事業（個人情報保護制度）について
- 議案第58号 その他事業（地籍調査事業）について
- 議案第59号 その他事業（会計事務関係）について
- 議案第60号 その他事業（契約事務関係）について
- 議案第61号 その他事業（企画関係）について
- 議案第62号 新市地域情報化計画案について

(2) 報告事項

- 合併協定項目H群（一部）の協議状況について
- 各市町村住民説明会日程（予定）について
- 事務の進捗状況について
- 9 専門部会の進捗状況について
- 一部事務組合について

(3) その他

- 次回協議会の開催等について
- 合併協定項目 市町村協議スケジュール（全体）
- 合併協定項目（46項目）の協議状況

4. 閉 会

司会者（川野眞司事務局次長）

お手元の資料の確認をお願いいたします。

まず資料 1、会次第でございます。資料 2、協議会資料。資料 3 - 1、新市地域情報化計画案。資料 3 - 2、新市地域情報化計画案の変更点。以上でございます。

それから携帯電話をお持ちの方は、電源を切られるか、マナーモードにさせていただくようお願いいたします。

それでは、ただいまから第 11 回川薩地区法定合併協議会を開会いたします。開会に当たりまして、当協議会の森会長にごあいさつをお願いいたします。

森卓朗会長

皆さん、こんにちは。

今年も残すところ 20 日ということになりまして、大変、慌ただしい年の瀬を迎えているところでございます。皆様方におかれましても、何かと大変ご多忙のことと存じますが、委員各位におかれましては、本日、第 11 回目の川薩地区法定合併協議会開催のご案内いたしましたところ、万障繰り合わせて、また、足下の悪い中、ご出席をいただきましたことに対しまして、心から厚く御礼を申し上げます。

ところで、新聞報道等でご案内のとおり、国におきましても、国と地方の財政改革のために、三位一体改革の政策を打ち出して、それぞれ方針案を出してきているところでございますが、国庫補助金のカット、地方交付税の削減、そして地方に税源を委譲するというこの三位一体の改革が、具体的に少しずつ私どもの目にも写ってくるようになりました。

今朝の新聞によりますとと言うと、国庫補助金につきましては、1兆円をカットするというところで、その中には児童福祉の保育の関係、あるいは教育関係、農林水産関係、国土交通省の関係等、公共事業、補助金 1兆円を削減するというところであります。

それはそれとして、ではそのカットしたものをどうして国のほうから税源を委譲してくれるのかということについては、まだ定かではございません。1兆円の補助金カットに対しまして、四千数百億円につきましては、タバコ税でとりあえず今年は賄ったらどうかと。あるいは道路の交通違反に関わる駐車違反の反則金を 300 億円ぐらい充てたらどうかとか、機関の税目についての委譲というのは、まだまだ先が見えてこないところであります。

いずれにいたしましても、地方自治体が自立して、自分の判断と自己責任でこれから地方自治を進めていくための制度としては、目標、目的はいいのではなかろうかと。国庫補助による縛りのあるものでは、なかなか思うように行政が進まないというのが、これまでの実態でありますので、自主財源でもって運営ができるようになることは、大変結構なことだとは思いますが、財源の手当をしてもらわなければ困るわけでありまして。今後の動向について、十分注意をしてみたいと思っているところでございます。

ご案内のとおり、県内の市町村の合併の動きにつきましても、毎日のように報道がなさ

れているところでございます。法定合併協議会を作って、そしていろいろと協議をしている中で、総論合併賛成、各論につきましては、いろいろ意見がありということで、法定協からの離脱、集散がそれぞれ県内はもとよりでございますけれども、全国的にもいろいろな動きがあるところでございまして、ご案内のとおりでございます。

私どものこの川薩地区法定協議会におきましては、ご案内のとおり、合併協定項目 46 項目につきまして、全部一応ご提案を申し上げ、それぞれ項目によっては持ち帰ってご審議をいただき、そしてこの会議の中で決定をしていただいたものも多数あるわけでございます。いろいろと住民の皆様方に周知期間を図りながら、周知期間を置きながら、そしてまた広報誌等によりまして、いろいろと合併協議会の内容等については逐一報告をいたしているところであります。

私どもといたしましても、各市町村の意見を集約して、できるだけ新しいまちづくりの基本方針、基本計画に基づきまして、これからの最終調整を図ってまいりたいと考えているところでございます。

本協議会といたしましても、本日を含め、あと 12 月 24 日で、一応、もう最終的な協議になろうかと思っているところでありますが、いろいろと住民の発議等もございますので、それらの動きも十分関心を持っていかなければならないと思っておりますけれども、これまで定められた方針に従って、粛々と事務事業を進めていきたいと考えているところであります。

特に川薩のこの法定合併協議会は、非常に早く進みすぎているのではないかと、急いでいるのではないかということと言われるところもあるわけでございますが、昨年 4 月から、合併問題の協議につきまして、勉強会をいたしておりますし、総務省のマニュアル、22 ヶ月の指標を参考にしながら、これまで粛々と協議を進めてまいっております、早くもなければ遅くもなく、決められた方向性をもって、今日までやってきているところでございます。

ところで、この法定協の 12 月 24 日が終わりますというと、早速、1 月に入りまして、地域住民の説明会をやっていくことにいたしているところであります。順調にまいりましたら、3 月ごろには調印までこぎつけたら、大変ありがたいと思っているところでございます。

また、9 つの市町村の社会福祉協議会におきましても、いろいろと協議が積極的に進められておりまして、すでに 16 項目中の 14 項目を提案いたして、審議がなされているということでございます。社会福祉協議会も、これはバラバラの協議会にはならないことになっておりまして、1 本にまとまることに、法律で定められているところでございます。

したがって、1 市 4 町 4 村の新しいまちができましたならば、社会福祉協議会も 1 本になるということで、今、協議が進められているところでございます。

ところで、いろいろと委員の皆様方には、大変ご苦勞をおかけいたしておりますけれども、これからも新市の誕生に向かって、いろんなご意見が各地域にあるだろうと思えます

が、できるだけその意見を吸収していただき、代弁をしていただきまして、この協議会の中でご開陳いただき、素晴らしい方向性に向かって邁進していただきますように、ご協力方をお願い申し上げる次第でございます。

終わりに当たりまして、本日、県の地方課の合併推進室長もお見えになっておられますし、また、県の川内総務事務所長さんも、毎回、ご出席をいただいております。今日もどうかひとつ、大所高所からご指導を賜りたいと思う次第でございます。

ではひとつ、今日もたくさんの協議事項がございますので、よろしくお願い申し上げます。ごあいさつといたします。ありがとうございました。

司会者（川野眞司事務局次長）

ありがとうございました。

ここで会議の成立について申し上げます。協議会規約第 10 条の規定によりまして、会議は委員の半数以上の出席がなければ開くことができないと規定されております。本日の出席者数は 52 名で、半数を超えておりますので、この会議の成立を宣言いたします。

それでは、協議会規約第 10 条の規定によりまして、会長は会議の議長を務めることになっておりますので、森会長に議長をよろしくお願いいたします。

森卓朗会長

ではしばらく会の運営上、座長を務めさせていただきます。着席のまま議事を進行させていただきます。

まず傍聴者の皆様をお願いいたします。お手元にご配布してございます、傍聴の心得をよくお読みになって、静かに傍聴していただきたいと存じます。

それから、ただいまから協議に入りますが、議事録作成の上から、発言につきましては発言の前に委員名を名乗ってからご発言をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

では各協議に入ります前に、議事の内容につきまして、概略、事務局長のほうから本日の会議の内容等について説明をいたさせます。事務局長。

田中良二事務局長

事務局の田中でございます。

議案審議の前に、本日の全体的な議事内容について、ご説明申し上げます。資料 2 の 1 ページをお開き下さい。

資料 2 の 1 ページ、3 の議事のところからでございますが、(1) が本日の議案審議でございまして、17 件になっております。議案第 46 号から 51 号までの G 群 6 件につきましては、10 月 24 日に提案されたものでございます。52 号から 61 号までの H 群の一部 10

件と、62号の新市地域情報化計画案につきましては、11月13日に提案されたものでございます。

これら本日の提案事項17件につきましては、前回、11月26日の法定協で、各市町村の意見集約を報告いたしました。

(2)が報告事項でございますが、本日は5件でございます。特に は、各市町村主催の住民説明会の日程(予定)案でございます。この住民説明会につきましては、以前から各市町村の合併担当課にはお願いしているところでございますけれども、各市町村ごとに住民の皆様への日程の広報と、法定協事務局が一括作成します共通資料の各世帯への事前の配布をお願いいたします。

それから、併せまして口頭でお願いいたしますけれども、最近、県内各地域で議論になっております、合併しない場合の単独将来像の推計説明と、地方制度調査会が11月13日に出しました答申の概要、例えば人口1万人未満の市町村に対します合併促進のポイントなど、住民の皆様への説明検討をあらためてお願いいたします。

以上でございますが、本日は持ち帰りの提案事項、あるいは修正提案事項はございませんので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

森卓朗会長

説明が終わりました。では、これから具体的に一つ一つ審議に入りたいと存じます。

まず議案第46号、交通関係事業についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

上戸建次産業経済部会長

産業経済部会です。資料の5ページをお開きいただきたいと思います。

議案第46号、交通関係事業について。合併協定項目23-6号「交通関係事業」について、次のとおり提案するものですが、10月24日、協議会へ提案し、各市町村協議、幹事会協議等を行いましたけれども、調整方針案につきましては変更はありませんが、10ページからの一元化調整総括表につきまして、17ページまでですが、この中の総括表に、上甕バス企業団の内容を追加いたしまして、提案するものであります。よろしくお願ひしたいと思います。

森卓朗会長

説明が終わりました。これから質疑に入ります。何かご意見ございませんか。

(「なし」の声)

特別にないというご意見でございます。議案第46号、交通関係事業につきましては、ただいま説明申し上げましたとおりで承認することで異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしということでございます。提案のとおり承認をされました。

次に議案第 47 号、商工・観光関係事業についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

上戸建次産業経済部会長

同じく産業経済部会です。18 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 47 号、商工・観光事業について。合併協定項目 23 - 16 号「商工・観光関係事業」について、次のとおり提案するものですが、先ほどと同じく 10 月 24 日、協議会へ提案し、各市町村協議、幹事会協議等を行いましたけれども、調整方針案等について変更はありませんので、現行のまま提案するものであります。よろしくお願いいたします。

森卓朗会長

説明が終わりました。これから質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声)

特別にございませんか。特別にないようでございます。お諮りします。議案第 47 号、商工・観光関係事業につきましては、提案のとおり承認することで異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしということでございます。提案のとおり承認をされました。

では引き続きまして議案第 48 号、建設関係事業についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

新武博建設部会長

32 ページをお開き下さい。

議案第 48 号、建設関係事業について。合併協定項目 23 - 17 号「建設関係事業」については、10 月 24 日、第 8 回協議会に提案したものでございます。

調整方針案につきましては、その後、持ち帰り協議していただきましたが、意見等はなく、変更はございません。よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

森卓朗会長

議案第 48 号、建設関係事業について、ただいま説明いたしました。これから質疑に入ります。ご質問願います。

(「なし」の声)

特別にないということでございます。お諮りします。議案第 48 号、建設関係事業については、提案のとおり承認することで異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしということでございます。提案のとおり承認をされました。

引き続きまして議案第 49 号、学校教育事業についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

本田憲證教育部会長

教育部会です。43 ページでございます。

議案第 49 号、合併協定項目 23 - 19 号「学校教育事業」について、次のとおり提案するものです。これは 10 月 24 日の第 8 回協議会で持ち帰り議案となっておりましたが、特に変更はありませんでしたので、当初のとおり調整方針案を提案させていただきました。

ただ、学校給食会計について、調整方針案では、合併時に私会計に統一するとしておりますが、一部議会で、公会計のほうがよいのではないかとといったご意見があったようでございますが、川内市を含めまして 7 市町村が私会計方式である中で、公会計に統一すると、各市町村の給食運営上、急激な調整が必要となり、難しいことから、当面各センターや調理場単位で運営できる私会計を選択した経緯がありますので、ご理解いただきたいと思っております。ご審議方よろしく申し上げます。

森卓朗会長

議案第 49 号、学校教育事業関係について、ただいま説明をいたしました。これから質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声)

ございませんか。学校給食の関係で意見がいろいろあったということですが、よろしゅうございますね。

(「はい」の声)

ではお諮りします。議案第 49 号、学校教育事業につきましては、提案のとおり承認することで異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしということです。提案のとおり承認をされました。

続きまして議案第 50 号、コミュニティ施策についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

平敏孝企画財政部会長

企画財政専門部会でございます。資料は 58 ページでございます。

議案第 50 号、コミュニティ施策の取扱いにつきまして、合併協定項目 23 - 20 号、「コミュニティ施策の取扱い」については、次のとおり提案するものでございますが、10 月

24日開催の第8回協議会で、提案第36号として提案いたしました。その後、市町村協議を経て、変更もございませんで、そのまま議案として上程するものでございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

森卓朗会長

議案第50号、コミュニティ施策について、ただいま説明をいたしました。これから質疑に入ります。ご質疑願います。何かご意見ございませんか。

(「なし」の声)

特別にないようでございます。議案第50号、コミュニティ施策については、提案のとおり承認することで異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしということでございます。提案のとおり承認されました。

では引き続きまして議案第51号、社会教育事業についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

本田憲證教育部会長

教育部会です。65ページでございます。

議案第51号、合併協定項目23-21号「社会教育事業」について、次のとおり提案するものです。これは10月24日、第8回協議会で持ち帰り議案となっておりますが、その後、各市町村からの意見はなかったところですが、時系列的に表現の不適切な部分等がありましたので、一部見え消しで修正提案しております。ご説明します。

社会教育の(2)図書館・図書室のところで、「旧町村ごとに」となっておりましたのを「各町村ごとに」と変えております。

(3)成人式のところでは、「旧町村の成人式」というところを「各地域の祝賀会等」と表現を改めております。「成人式」を「祝賀会等」と変更いたしました理由でございますが、成人式典は新市の行事として開催することとし、それぞれの地域で開催されるものは、祝賀会とか新成人を祝う会とかいうものになるのではないかとということで、表現を変えさせていただいております。

次に3スポーツ振興ですが、(1)市町村民運動会のところで、「旧市町村単位で調整する」となっておりましたのを、「各地域ごとに調整する」と修正しておりますが、これは合併後は現在の市町村単位だけでなく、地域単位での運動会も考えられるということから、表現を改めたところです。

それと総括表の106ページでございますが、上甕村の甕大明神マラソンを事業として追加をしております。

以上でございます。ご審議方、よろしく申し上げます。

森卓朗会長

議案第 51 号、社会教育事業につきまして、ただいま提案の説明をいたしました。これから質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声)

特別にないようでございます。お諮りします。議案第 51 号、社会教育事業について、提案のとおり承認することで異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしということでございます。提案のとおり承認されました。ありがとうございます。

続きまして議案第 52 号、一般職の職員の身分の取扱いについてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

福留久根総務部会長

資料は 124 ページでございます。

議案第 52 号、一般職の職員の身分の取扱いについて。合併協定項目 9 号「一般職の職員の身分の取扱い」について、次のとおり提案するものでございます。

調整方針案については、11 月 13 日に開催されました、第 9 回法定協議会におきまして、提案、説明いたしておりますが、これまで各市町村からの意見はありませんでした。前回と同様の方針案で提案するものでございます。以上で説明を終わります。

森卓朗会長

議案第 52 号、一般職の職員の身分の取扱いについて、ただいま提案の説明をいたしました。これから質疑に入ります。

(「なし」の声)

特別にないということでございますが、お諮りします。議案第 52 号、一般職の職員の身分の取扱いについては、提案のとおり承認することよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

異議なしということでございます。提案のとおり承認されました。

続きまして議案第 53 号、特別職の身分の取扱いについてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

福留久根総務部会長

総務専門部会です。資料につきましては 143 ページでございます。

議案第 53 号、特別職の身分の取扱いについて。合併協定項目 10 号「特別職の身分の取扱い」について、次のとおり提案するものでございます。

調整方針案につきましては、11月13日に開催されました第9回法定協議会におきまして、提案、説明いたしているところでございます。特に各市町村からのご意見はありませんでした。前回と同様の調整方針案で提案するものでございます。説明を終わります。

森卓朗会長

説明が終わりました。議案第53号、特別職の身分の取扱いについて、これから質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声)

なしという声が聞こえます。お諮りします。議案第53号、特別職の身分の取扱いについては、提案のとおり承認することで異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしということでございますので、提案のとおり承認されました。ありがとうございました。

では議案第54号、生活保護事業についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

岩下晃治住民健康福祉部会長

住民健康福祉専門部会でございます。資料の166ページをお開き下さい。

議案第54号、合併協定項目23-13号「生活保護事業」につきましては、幹事会等の協議を経まして、11月13日開催の第9回法定協議会において、提案第40号で調整方針案等についてを提案し、その後、各市町村で持ち帰り協議並びに幹事会の二次協議等を実施してまいりましたが、特別、意見等もなく、調整方針案等については変更なく、提案のとおり審議、承認をお願いするものでございます。以上でございます。

森卓朗会長

議案第54号、生活保護事業について、今、提案の説明をいたしました。これから質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声)

特別に質問もないようでございます。お諮りします。議案第54号、生活保護事業につきましては、提案のとおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしということでございます。提案のとおり承認をされました。

続きまして議案第55号、その他の福祉事業についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

岩下晃治住民健康福祉部会長

同じく住民健康福祉専門部会でございます。資料の 170 ページをお開き下さい。

議案第 55 号、合併協定項目 23 - 14 号「その他の福祉事業」につきましても、幹事会等の協議を経まして、11 月 13 日開催の第 9 回法定協議会において、提案第 41 号で調整方針案等について提案をしたところでございますが、その後、各市町村での持ち帰り協議並びに幹事会等の協議を実施してまいりましたが、特別、意見等もなく、調整方針案等につきましては変更なく、提案のとおり審議、承認をお願いするものでございます。以上で説明を終わります。

森卓朗会長

議案第 55 号、その他福祉事業について、提案の説明をいたしました。これから質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声)

特別にないということでございます。お諮りします。議案第 55 号、その他の福祉事業につきましては、提案のとおり承認することで異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしということでございます。提案のとおり承認をされました。

引き続きまして議案第 56 号、その他事業(選挙事務関係)についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

福留久根総務部会長

総務専門部会長です。資料につきましては 181 ページでございます。

議案第 56 号、その他事業(選挙事務関係)について。合併協定項目第 23 - 23(1)号「その他事業(選挙事務関係)」について、次のとおり提案するものでございます。

調整方針案につきましては、11 月 13 日に開催されました第 9 回法定協におきまして、提案、説明いたしているところでございます。これまで各市町村からの意見は特にございませんでした。前回と同様の調整方針案で提案するものでございます。以上で説明を終わります。

森卓朗会長

説明が終わりました。議案第 56 号、その他事業(選挙事務関係)について、これから質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声)

特にないようでございます。お諮りします。議案第 56 号、その他事業(選挙事務関係)については、提案のとおり承認することで異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしということでございます。提案のとおり承認をされました。

では引き続きまして議案第 57 号、その他事業(個人情報保護制度)についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

福留久根総務部会長

総務専門部会長です。資料につきましては 186 ページでございます。

議案第 57 号、その他事業(個人情報保護制度)について。合併協定項目 23 - 23(2)号「その他事業(個人情報保護制度)」について、次のとおり提案するものでございます。11 月 13 日に開催されました第 9 回法定協におきまして、提案、説明いたしておりますが、これまで各市町村からの意見も特にございませんでした。前回と同様の調整方針案で提案するものでございます。以上で説明を終わります。

森卓朗会長

議案第 57 号、その他事業(個人情報保護制度)について、提案説明を行いました。これから質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声)

特に質問もないようでございます。お諮りします。議案第 57 号、その他事業(個人情報保護制度)について、提案のとおり承認することで異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしということでございます。提案のとおり承認をされました。

引き続きまして議案第 58 号、その他事業(地籍調査事業)についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

福留久根総務部会長

資料につきましては 191 ページでございます。総務専門部会長でございます。

議案第 58 号、その他事業(地籍調査事業)について。合併協定項目 23 - 23(3)号「その他事業(地籍調査事業)」について、次のとおり提案するものでございます。

11 月 13 日に開催されました第 9 回法定協におきまして、提案、説明をいたしておりますが、これまで各市町村からの意見は特にございませんでした。前回と同様の調整方針案で提案するものでございます。以上で説明を終わります。

森卓朗会長

議案第 58 号、その他事業(地籍調査事業)についての説明が終わりました。これから質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声)

特別にないようでございます。お諮りします。議案第 58 号、その他事業(地籍調査事業)について、提案のとおり承認することで異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしということでございます。提案のとおり承認をされました。

続きまして議案第 59 号、その他事業(会計事務関係)についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

平敏孝企画財政部会長

企画財政専門部会でございます。資料は 195 ページでございます。

議案第 59 号、その他事業(会計事務関係)につきまして、合併協定項目 23 - 23 (4) 号「その他事業(会計事務関係)」については、次のとおり提案するものでございます。

11 月 13 日開催の第 9 回協議会で提案いたしました。その後、市町村協議を経まして、特に調整方針案に変更はございませんで、そのまま議案第 59 号として上程するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

森卓朗会長

議案第 59 号、その他事業(会計事務関係)について説明をいたしました。これから質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声)

特別にないようでございます。お諮りします。議案第 59 号、その他事業(会計事務関係)について、提案のとおり承認することで異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしということでございます。提案のとおり承認をされました。

引き続きまして議案第 60 号、その他事業(契約事務関係)についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

平敏孝企画財政部会長

同じく企画財政専門部会でございます。資料は 198 ページでございます。

議案第 60 号、その他事業(契約事務関係)につきまして、合併協定項目 23 - 23 (5) 号「その他事業(契約事務関係)」について、次のとおり提案するものでございます。

これにつきましては、11 月 13 日開催の第 9 回協議会で提案しましたが、その際、出されました意見等を踏まえ、専門部会、幹事会で協議いたしまして、11 月 26 日開催の第 10 回協議会で調整方針案を変更して再提案いたしたところでございますが、その後、市町村協議を経まして、特に調整方針案に変更はございませんで、そのまま議案第 60 号として

上程するものでございます。よろしくお願いいたします。

森卓朗会長

議案第 60 号、その他事業（契約事務関係）について説明をいたしました。これから質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

特別にご質問もないようでございます。議案第 60 号、その他事業（契約事務関係）につきましては、提案のとおり承認することで異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

異議なしということでございます。提案のとおり承認をされました。

続きまして議案第 61 号、その他事業（企画関係）についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

平敏孝企画財政部会長

同じく企画財政専門部会でございます。資料は 202 ページでございます。

議案第 61 号、その他事業（企画事務関係）につきましては、合併協定項目 23 - 23（6）号「その他事業（企画事務関係）」について、次のとおり提案するものでございます。

これにつきましては、11 月 13 日開催の第 9 回協議会で、提案第 47 号として提案いたしました。その後、市町村協議を経まして、調整方針案に特に変更はございませんで、そのまま議案第 61 号として上程するものでございます。

なお、この調整方針案の中のうち、定住促進策につきまして、市町村のほうから要望がございました。現状の定住促進策にばらつきがあって、周辺部の過疎化を抑制するために現行制度を残せないものかというご意見でございました。

これにつきましては、専門部会で協議をいたしました結果、現行の定住促進策は 16 年度中はそのまま継続し、17 年度以降の新市の定住促進策は、現行制度を廃止し、地域指定を考慮した新たな制度を 16 年度中に策定する方針ということで、協議をしたところでございます。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

森卓朗会長

ただいま議案第 61 号、その他事業（企画事務関係）について、提案の説明をいたしました。これから質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

ご意見ございませんか。特にないようでございます。議案第 61 号、その他事業（企画事務関係）について、提案のとおり承認することで異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

異議なしということでございます。提案のとおり承認をされました。

引き続きまして議案第 62 号、新市地域情報化計画案についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

村尾光政電算情報部会長

資料は 208 ページでございます。

議案第 62 号、新市地域情報化計画案について、次のとおり提案するものでございます。

この議案につきましては、11 月 13 日の第 9 回法定協で提案をしております、市町村協議を行い、それから幹事会等で協議をいただきまして、意見集約をいただいたものでございます。

それに基づきまして、修正点がございましたので、別紙資料の 3 - 2 で説明をいたします。資料 3 - 2 の 1 ページでございます。

第 4 章、地域情報化の具体的施策ということで、52 ページでございますが、調整案のほうの 52 ページで、資料 3 - 2 でいきますと、52 ページの変更前と変更後が 1 ページのほうに載っておりますが、一番下のほうの「電子投票システム導入の検討」というのを追加しております。

それから開けていただきまして、2 ページ、3 ページのほうを見ていただきますと、第 6 章、事業計画でございますが、事業計画の内容で、新規追加、それから開始時期の変更等による一部変更をしております。

一番上のほうから、大きな 1 の「みんなで参加する情報化」から大きな 6 の「行政の情報化」の中の「電子申請・届出システムの導入」まで、右と左のページをちょっと見ていただきますと分かりますとおり、ここの欄につきましては、始まりの期、16 年度の合併後から始まる予定でございましたが、合併前から始まるということで、始まりの始期を変更してございます。

それから 2 ページ、3 ページのところ、一番下から 2 番目でございますが、「電子入札調達システム導入の検討」これにつきましては、始期を変更したのと、それから「調査検討」であったものを「実施予定」に変更しております。

それから一番下の「自動交付機設置の検討」でございますが、これは「検討」であったものを「実施予定」ということで変更しております。

それから一番下の「電子投票システムの検討」これは新規に追加したものでございます。

以上、修正をしたところでございます。よろしくお願いたします。

森卓朗会長

議案第 62 号、新市地域情報化計画について、ただいま説明をいたしました。これから質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声)

特別にないようでございます。議案第 62 号、新市地域情報化計画案につきましては、提案のとおり承認することで異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしということでございます。提案のとおり承認されました。ありがとうございます。

議案審議の関係の承認を求める事項については以上で終わります。

続きまして報告事項に入ります。まず の合併協定項目 H 群(一部)の協議状況についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

奥平幸己調整班長

調整班でございます。資料のほうは 210 ページをお開き下さい。

合併協定項目 H 群(一部)一次協議についてということで、これにつきましては、11 月 13 日、第 9 回の法定協で提案をし、12 月 24 日、第 12 回の協議会で承認予定となっております。

今回、報告分の 4 本の議案につきましては、12 月 5 日までの各市町村の対策本部会議、各市町村議会の特別委員会の協議結果を各市町村からご報告いただいたもので、12 月 6 日、第 11 回幹事会で一次集約したものでございます。

まず 1 番目の議会議員の定数及び任期の取扱いにつきましては、下甕村から、合併後 6 ヶ月の在任特例の適用、特例適用後の一般選挙からは選挙区を設置しない。議員報酬の額は持ち寄り額とし、特例適用後は、川内市の例により調整するというような要望が出されております。

また、祁答院町からは、同じように在任特例の報酬持ち寄り案ということで出されて、協議の再依頼が出ております。

また、川内市からは、定数特例を採用することは了承ということですが、選挙区につきましては、本土の選挙区と甕の選挙区の 2 選挙区とされたいということで、また、定数特例の 44 人をできるだけ減じる努力をされたいというような意見が出されております。

この出されました意見につきましては、先ほど申し上げましたように、12 月 6 日、幹事会におきまして慎重審議しました結果、11 月 13 日提案の原案のとおりで行くということで集約しております。よって 12 月 24 日の協議会へも原案のとおり提案していく予定としております。

次に農業委員会委員の定数及び任期の取扱い、また、次の一部事務組合の取扱い(その 2)、また、次の環境衛生事業(その 2)につきましては、これまで構成市町村からの意見も特になく、原案のままということになっております。

以上でご報告を終わります。

森卓朗会長

合併協定項目H群（一部）の協議状況について、ただいま事務局のほうから報告をいたしました。これにつきまして、何かご意見、ご質問ございませんか。

また今回、お持ち帰りでございますので、いろいろご意見あるうかと思いますが、来る次の法定協の時、12月24日に、また正式に協議をしていくということであります。

特別にご意見がなければ、次に進みたいと思いますが、よろしゅうございますか。

ではひとつ、あと10日ぐらいございますので、よろしく願いをいたします。

2番目、各市町村住民説明会についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

奥平幸己調整班長

調整班でございます。資料211ページをお開き下さい。

1月から開催されます、各市町村主催の住民説明会の日程を取りまとめましたので、ご報告申し上げます。211ページのほうには、市町村別ということで掲載をしております。

まず川内市のほうが21会場、樋脇町が5会場、入来町が6会場、東郷町が5会場、祁答院町が12会場、里村が2会場、上甑村が3会場、下甑村が6会場、鹿島村が2会場、合計、左の通り番号で書いてございますように、62会場での開催予定となっております。

次に212ページをお開き下さい。こちらでは開催日順に整理をしております。

1番目にありますように、まず祁答院町の1月19日から始まりまして、一番最後にありますように、川内市の2月7日が最後ということで、延べ20日間に渡りまして、62会場での開催予定となっております。

以上で説明を終わります。

森卓朗会長

各市町村住民説明会の日程について、ただいまご報告を申し上げます。何かこの件につきまして、ご意見、ご質問ございませんか。

正月明けの1月19日、祁答院町を皮切りに、2月7日までということになっているようであります。

この日程の調整は、もうそれぞれの市町村のご意見を聞いて、このように組み合わせをしたわけですね。

何かございませんか。

(「なし」の声)

特別にないようでございますが、この住民説明会につきましては、どうぞひとつ委員各位におかれまして、それぞれの町の村の説明会に、積極的にご出席をいただきまして、いろいろと大所高所から、また、住民の皆様方のご意見を聞いたり、また、説明をしたり

していただくようお願いをいたします。当然、それぞれの市町村の担当の職員も出かけてまいります、よろしくご協力方をお願い申し上げます。

続きまして 事務の進捗状況について、関連がございますので、9つの専門部会の進捗状況と一括して説明をいたさせます。事務局、説明をお願いします。

森園一春総務広報班長

213 ページをお開き下さい。

まず協議会だよりでございます。

1月13日、第6号を発送予定でございます。これは第10回、11回の協議会の分でございますけれども、次の12月24日に、新市名称の1点が決まりますけれども、それを掲載予定でございます。1月10日までに特別号ということで、住民説明会用の資料を配布予定でございます。

ホームページにつきましては、12月1日現在、アクセス件数が12,596件ございました。

議事録作成につきましても、第10回議事録を12月中旬発送予定でございます。

新市名称につきましては、5点を持ち帰り協議中でございます。

古川英利計画班長

引き続き計画班でございます。

新市まちづくり計画につきましてでございますが、前回、11月26日、第10回協議会で計画案の決定をいただきましたので、その翌日、案により現在、県知事協議をさせていただいているところでございます。

奥平幸己調整班長

続きまして調整班でございます。

事務事業の一元化関係につきましては、11月15日から30日までの専門部会11回開催、分科会54開催となっております。7月10日からの全体の回数で行きますと、専門部会で53回、分科会で394回の会議を重ねております。

また、この間の調整会議の開催状況につきましては、地域情報化調整会議の1回となっております。この調整会議につきましても、全体では54回の会議を開催しておりまして、全体の会議数が500回を超した結果となっております。

続きまして資料214ページをお開き下さい。

9専門部会の進捗状況についてということで、全体的には事務事業の詳細協議、また、条例規則の一元化作業を進めております。

代表的な部会の進捗状況を申しますと、総務部会におきましては、職員の定数や事務分掌等の調整を進めております。また、ここには掲載してございませんが、12月5日には消

防団長会議も開催をし、消防団の組織等についての確認を行ったところでございます。

企画財政部会におきましては、地区コミュニティ制度の調整ということで、精力的に調整会議を開催しております。

また、住民健康福祉部会では、社会福祉協議会の関係につきまして、ご報告を申し上げますが、会長のあいさつにもございましたように、社会福祉協議会のほうも合併協議が進んでおりまして、もうあと2項目で協定項目の調整はつくということで、随時、その統合に向けて協議が行われております。

また、電算情報部会につきましては、今日、提案のございました地域情報化計画、それからシステムの統合作業や新市のネットワークの詳細協議ということで、精力的に取り組んでいるところでございます。以上で報告を終わります。

森卓朗会長

ただいま事務の進捗状況、9つの専門部会の進捗状況について説明いたしました。何かご質問、ご意見ございませんか。

(「なし」の声)

特別にないようでございます。進捗状況については以上のとおりでございます。

では5番目の一部事務組合についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

田中良二事務局長

事務局長の田中でございます。

報告の最後の一部事務組合の係ります説明資料は215ページからでございますけれども、本日の報告内容につきましては217ページをお開き下さい。217ページの下から2欄、2つの欄が本日の報告事項でございます。

11月26日の市町村長調整会議では、特に衛生処理に係ります一部事務組合につきまして、協議、確認を行いました。本日は、内容を少し詳しく口頭報告申し上げます。

このいわゆる首長会におきましては、薩摩郡東部衛生処理組合に係ります衛生処理業務につきましては、入来町と祁答院町分は、財産処分についての協議と同時進行で、組合管理者の方針どおり、新市の直轄方式で協議を進めることを確認されました。

川薩地区介護保険組合の取扱いにつきましては、衛生処理業務と同じ処理方式とすることで、薩摩郡東部地区3町長を含みます関係首長会議、10月1日ございましたが、協議していただきますので、新市の直轄方式で協議を進めることになっております。

それからまた、川内地区消防組合と祁答院地区消防組合に係ります消防業務につきましては、すでに各々直轄方式で行くことが、10月1日、薩摩東部地区3町を含みます関係首長会議で合意し、我が川薩地区法定協議会におきましては、10月7日に提案され、9市町村に持ち帰り、慎重審議の上、11月26日には消防業務を新市の直轄方式とすることと、

祁答院分署の設置がすでに承認されております。

新市におきます祁答院分署の設置への対応といたしましては、現在、合併時から即稼働に向けまして、川内地区消防組合、総務部会、祁答院町当局等と合同会議を進めているところでございます。

なお、昨日、薩摩東部地区法定協が開催され、一部事務組合に係ります調整方針の提案内容の一部がマスコミ報道されております。提案内容につきまして、東部地区の法定協からは正式な報告は現在まで何も受けておりませんでしたので、今朝ほど東部地区法定協の事務局に電話照会いたしましたところ、衛生処理、介護保険の全ての一部事務組合につきまして、一部事務組合の継続を含みます三択方式になっているようでございます。

特に新聞報道されております消防業務につきましては、12月6日に東部3町長の会議がございましたが、東部3町長の意見集約といたしましては、本年2月28日以来、本日まで約10ヶ月間の管理者の基本方針から一転しまして、新町、新市の直轄方式から、一部事務組合の継続の方向で各議会に報告し、調整したいということの電話照会の内容でございます。

先ほど申し上げましたように、消防業務につきましては直轄方式とすることで、10月1日、3町長を含む関係首長会ですでに合意し、我が川薩法定協では、先ほど申し上げましたように、方針は直轄で承認している段階でございますので、生活密着型の一部事務組合につきまして、東部地区の大きな転換でありますので、両法定協の幹事長、関係首長、管理者協議等によりまして、調整方針を詰めてまいりたいと考えております。

なお、東部地区の法定協会長、同時に組管理者でもございますが、東部法定協の会長さんのほうが、12月17日に住民説明会の動向、あるいは三択方式になった経緯等の説明にまいるということで連絡を受けております。東部地区関係は以上でございます。

それから217ページの一冊下のところが、12月8日、串木野樋脇清掃組合につきまして、両市・町の助役協議がございました。本件につきましては、11月13日の法定協に樋脇町分のごみ処理を、串木野市側に委託する方式と、新市の直轄方式の2案で提案したところでございます。

この処理方式につきましては、一部事務組合の事務局が示すべき委託料の試算金額や算定根拠等を参考にしながら、委託方式にするか直轄方式にするかの取扱い協議が今後も続けられていきます。

最後になりますけれども、なお、どの方式を取るにいたしましても、この一部事務組合は、串木野樋脇清掃組合は、解散の手続きでありますので、財産処分等が樋脇町議会と串木野市議会の今後の大きな議案となってまいります。

報告を以上で終わります。よろしく申し上げます。

森卓朗会長

ただいま一部事務組合について、これまでの協議の状況、あるいは関係組合の動向等について、ご説明をいたしました。何か一部事務組合の関係で、ご意見、ご質問ございませんか。

上野一誠委員

ちょっと東部衛生処理組合の関係で、ちょっと確認をしておきたいと思います。

今、事務局長から縷々経緯をお話をされましたけれども、幹事会あるいは首長会それぞれ確認のもとに、一応、直轄方式で行きたいというご判断がされまして、これは東部のほうが基本的には随分もう待たせた形が、結果的にこんな判断になってきたのかなということも、ちょっと思うことですが、18日の日に幹事会を入れて、17日の日に、その1日前に北村管理者が経緯を説明に来るという今の説明だと思うんですが、そうしますと、東部のほうはこれまでどおり継続でというご報告だと思うんですね。

そうしますと、幹事会、調整会で縷々検討されて、この川薩については直轄でやるというご判断であるんですが、その説明を受けて、この直轄でやるか継続でやるかという方法については、説明を受けたあとにも変わっていくというお考えというのは、そこあたりの方向の転換というのはどうなんですか。

と言うのは、24日に最終的に判断をしなければいけないんです。そうしますと我々議会は、このことは薩摩東部の動きをもっと見極める必要はないのかなと。これまでおっしゃってきたことは、甚だ大変不本意な発言が多々多かっただけに、それでもこれまで5ヶ町という1つの歴史を持った形があったわけですけれども、非常に不満はあるわけですが、そのへんの動向も見極めながら、その三択の中でどれを選択すればいいのかということについては、入来としてはまだ保留にしていたことなんです。

そうしますと18日の中で、このままもう決められたことがそう簡単に変わるとは思いませんけれども、その中で24日までの間に、その報告をどうしていただけるのか。その今後のそういうスケジュール的なことも含めて、ちょっともう少しご説明をお願いします。

田中良二事務局長

ただいまの上野委員のご質問にお答えいたします。

ご案内のとおり、この東部に係わります管理者の方針というのが、2月28日の東部衛生の全協で出されまして、それ以来、10ヶ月間に渡りまして、交渉、協議をしてきましたが、公式的にはその東部の3町直轄方式は撤回されておられません。我が川薩法定協の事務局にはそのようなことは公式には届けられておりません。

そういう中で、本来ならば7月の両事務局長協議では、9月に一部事務組合の取扱いを同時に提案しようというふうに来たわけですが、管理者の方針は変わらないということも

ございまして、我がほうとしましては、結果的に管理者の方針の言葉に沿うわけですが、新市直轄方式で検討できないかということ、ずっと検討してまいりました。

それから提案的には、衛生関係は三択方式なんですけれども、11月26日の首長会におきまして、住民サービスを下げない手立てと、財政計画も含めまして、新市の直轄方式で交渉するよということの指示が出たところでございます。

それから期日が押し迫っておりますけれども、実は明日、12月12日ですけれども、東部法定協の幹事長が、住民説明会の概況と、それから昨日の三択方式の提案の経過につきまして、初めて説明に来るといことでございますので、我が法定協といたしましてはその段階で、12月17日のトップ会談、管理者・会長協議の段階では、一本化にしてみようように、明日は強く申し上げたいと考えております。以上でございます。

森卓朗会長

よろしゅうございますか。

上野一誠委員

質問の趣旨が、ちょっとお答えになってないんですが。

森卓朗会長

私のほうで、ちょっと補足説明いたします。

いろいろこれまでなるべく持ちつ持たれつで、東部の衛生処理組合の問題につきましても、お互い協議をしながら、いい方向性で行きましょうということ、こちらのほうは一生懸命お願いをしてきたわけですが、ご案内のとおり、いや私どもは自分達でやると、財産は無償譲渡、そして起債については一括繰上償還ということを言われて、ずっと来たわけですね。

それが今日になりまして、また、それはどうも方針をちょっと変えたいということで、今、いろいろと協議をなさっておられるようですが、それは地元の説明会等の意見を聞かれた上で、向こうの管理者が判断をされたことだろうと思います。

したがって、明日、助役さんが管理者の意を介して、こちらのほうの事務局に説明にお見えになるということです。それを聞いた上で、今月17日の日に、北村管理者が、是非、川内のほうの管理者、市長にお会いしたいということですので、私もそのお話は聞いてみよう。

しかし、私が1人で受けることはいけないと。法定合併協議会の副会長さん、そしてまた離島の方、島嶼部の首長さん方にわざわざまたお越しいただけるのも何でしょうか、4町の首長さん方にも一緒に同席していただいて、お話を聞いてみよう、ということにいたしております。

そこで、ご返事を早く下さいということで、ずっと言い続けてきたわけです。10月1日に向こうの鶴田町長さん、薩摩町長さんを含め、北村管理者と、こちらのほうも首長さん方一緒になってお話をした時に、少なくとも11月の説明会が終わるまではその返事を待ってくれということで、お待ちをしておりました。しかし、返事がなかった。そして今回、こう新聞で私ども承知したわけですが、説明にお出でになるということでございます。

しかしもうずっと、いろんな協議をしてまいりまして、方針が一応、私ども直轄でもうやらざるを得ないということで、私のところがございます、し尿の關係の受け入れの施設の能力等について問題はないか、ごみも受け入れについての全部1市4町4村の、甕島の場合は灰だけ、最終処分の關係だけですけども、ごみが入ってきた場合に大丈夫であるか、資源ごみはどうかということで、いろいろ試算をし、今出ているごみの取扱い量等について計算をしたところ、受け入れ可能ということの試算ができておりますので、もう直轄でやらざるを得ないということで、今日まで私どもとしては判断と言うか、結論を持っていこうということで、今日まで来ているわけであります。

しかし、12日、そして17日来て、今までのやつはいけなかったから、もう少しもう一度話し合いをして下さい、こうして下さいと言われましても、どうももうここに来まして、またやり変え、やり直しというのは、どうもできそうにないんですね。だから、ぐらぐらしないで毅然とした態度で臨まざるを得ないということの意思確認を、先ほどの1時半からの首長会議で話し合いをいたしたところであります。

そういうことでございますが、何かまたいろいろお知恵、ご意見がございましたら、お聞かせいただきたい。よろしゅうございますか。

上野一誠委員

一応、基本的な考え方を聞いて帰らないと、我々も判断に迷うということで、あらためて今日は確認をさせてもらったんですが、当然、新市のまちづくりとも関連がありますので、そのように、一応、ご報告はしたいというふうに、基本的な考え方は確認させていただきましたので、議会にはそのような報告をしたいと思えます。

森卓朗会長

ほかにございませんか。

一部事務組合の關係につきましては、ただいま申し上げたとおりでございます。明日、關係の幹事長会で薩摩東部の衛生処理組合の關係者、そして宮之城の助役さんがお見えになりまして、一応、話し合いをすると、一応、ご意見は聞くと、こういうことにすることにいたしております。よろしく願いいたします。

では続きまして、その他でございますが、何か委員の皆様方からございませんか。

なければ事務局のほうから何かありませんか。

川野眞司事務局次長

事務局でございます。資料が218ページでございます。

次回協議会の開催でございますが、12月24日、川内市で予定しております。合併協定項目の最後の項目となっておりますが、新市まちづくり計画、新市名称、それから合併協定項目H群についてのご審議をお願いする予定でございます。

それから219ページでございますが、右側のほうを見ていただければと思いますが、調印式の日程についての変更をしております。以前の部分では、2月12日協議会開催、調印式予定となっておりますが、今回、2月19日協議会開催、調印式ということで変更させていただいております。首長選挙の日程等を考慮いたしまして、変更をいたしております。

それから222ページでございます。

12月の協議会の開催日程でございますが、12月24日の開催時間を14時からといたしております。それから同じく1月15日も14時から、それから1月29日も14時からということにいたしております。

それから先ほど申し上げました2月19日、第15回協議会といたしまして、調印式ということで日程を予定しております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

森卓朗会長

今回の協議会の開催等、それから合併協定項目、市町村協議のスケジュール等につきまして、説明をいたしました。何かこれでご意見ございませんか。

特別にないようでございます。

長時間に渡りまして、真摯に会議を開催していただきました。冒頭もごあいさつを申し上げましたとおり、12月24日、次の法定協議会におきまして、全項目についての審議が終わることになります。したがって、次回をもって法定協の協議会も、これから頻繁に開かれることはないだろうと思っております。これまで本当に大変なご協力をいただきましたが、最後の言わば協議会が24日の日でございますので、どうぞひとつ、今日、議題として提案いたしております重要な議員の定数あるいは任期等を含めまして、ご審議をいただくことになっておりますので、よろしくお願いを申し上げる次第でございます。

いろいろと本地区内におきましても、住民発議による新たな法定協設置の動きもあるようでございますけれども、私どもといたしましては、これまでどおり川薩地区法定協議会の1市4町4村の枠組みの中で協議を進めてまいりの方針でございますので、どうぞ委員の皆様方のご協力をお願い申し上げます。

以上で座長の役目を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

司会者（川野眞司事務局次長）

以上をもちまして、第 11 回川薩地区法定合併協議会を閉会いたします。ありがとうございました。

会議録署名

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

川薩地区法定合併協議会会長